

国市民発第 81 号
平成15年8月25日

各都道府県
住民基本台帳ネットワークシステム担当課長 殿

国立市長 上原 公子

住民基本台帳ネットワークシステム第二次稼働後の
住民基本台帳事務の処理について（依頼）

貴職におかれましては、行政運営の健全化並びに地方自治発展に日頃ご尽力なされていることに心から敬意を表します。

さて、当市では、現在、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットという。」）の稼働を中断しております。

つきましては、平成15年8月25日からの住基ネット第二次稼働による、電気通信回線を通じての住民基本台帳に係る事務の処理ができないことから、下記についてご依頼申し上げます。

貴団体には大変ご面倒をお掛けし心苦しく存じますが、特段のご配慮を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨連絡いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 住民基本台帳法第9条第1項に規定される通知事務について

(1) 貴市区町村住民から国立市へ転入届があった場合

従前通り、転出証明書交付貴市区町村宛に転入通知を郵送します。

(2) 国立市住民が貴市区町村へ転出した場合

転出地の貴市区町村宛に、国立市から別添1の「転入通知の送付について(依頼)」及び返信用封筒(切手添付)を郵送しますので、法第9条第1項の通知を郵送願ひます。なお、同通知に代え、貴市区町村への転入届出時の住民票の写しの交付でも結構です。

2 法第12条の2に規定される住民票の写しの交付の特例(住民票の広域交付)の事務について

貴市区町村の窓口で国立市の住民の広域交付住民票の請求がございましたら、お手数をお掛けしますが、交付できない旨を説明いただくか又は当市担当への問い合わせをご案内願ひます。

3 法第24条の2に規定される住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)の交付を受けている者等に関する届出特例(付記転入)に基づく転入事務について

(1) 付記転出届について、貴市区町村住民から申し出等があった場合

お手数をお掛けしますが、国立市への付記転入届はできない旨を当該本人に説明いただくか、又は当市担当への問い合わせをご案内願います。

(2) 付記転入届が、貴市区町村住民から国立市へあった場合

付記転入届の受付に際しては、住基カードに併せ官公署発行の身分証明書(写真貼付)で本人確認を行った上、前住所地の貴市区町村宛に、電話で、付記転出届の有無等必要事項を照会しますので、大変恐縮ですが特段のご配慮を願います。また、国立市から別添2の「転出証明書に代わる証明書の送付について(依頼)」及び返信用封筒(切手添付)を貴市区町村宛に郵送しますので、回答を郵送願います。

4 法第30条の44に規定される住基カードに係る事務

(1) 国立市では住基カードの交付は行いません。

(3) 同条第6項に規定する政令第30条の23第3項後段の住基カードの返納を貴市区町村からの転入住民から受けた場合

同条第4項の電気通信回線を通じて通知すべき事項を文書で貴市区町村宛に通知します。

5 その他

(1) 国立市は、転出証明書の住民票コードは記載します。

(2) 不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせ願います。

担 当 国立市市民部市民課市民係

電話 042-576-2111

内線 131・132

〒
市
市長 様

平成15年 月 日
東京都国立市長
上原 公子

転入通知の送付について (依頼)

国立市においては、現在、住民基本台帳ネットワークシステムの接続を中断しております。つきましては、ご多忙中恐縮ですが、住民基本台帳の処理上必要がありますので、住民基本台帳法第9条第1項の通知を郵送願いたくご依頼申し上げます。なお、同通知に代え、貴市区町村への転入届出時の住民票の写しの交付でも結構です。

平成 年 月 日届出 | 平成 年 月 日異動 | 事由 | 転出

住	新		世帯主	
所	旧	東京都国立市西 丁目7番地の2		
		氏 名	性別	生 年 月 日
1	本籍	東京都国立市西 丁目7番地の2	女	昭和 年 月 日
			筆頭者	
02	本籍	東京都国立市西 丁目7番地の2	女	平成 年 月 日
			筆頭者	
	本籍		筆頭者	
	本籍		筆頭者	
	本籍		筆頭者	

郵便番号
所在地

〇〇〇市区町村長 様
住民基本台帳事務担当者 様

東京都国立市長 上原 公子

転出証明書に代わる証明書の送付について（依頼）

国立市は、現在、住民基本台帳ネットワークシステムの接続を中断しています。
つきましては住民基本台帳の処理上必要がありますので、転出証明書に代わる証明書の
の交付をお願いいたします。

なお、①住民票コード②国民健康保険の加入の有無③国民年金記号番号④介護保険
番号⑤児童手当の受給の有無を、あわせてお知らせ願います。

対 象 者	平成 年 月 日届出	平成 年 月 日転入				
	前 住 所					
	転 入 住 所					
	氏 名 (フリガナ)	性別	生年月日	続柄	本 籍 地	戸籍筆頭者
①					
②					
③					
④					
⑤					

住民基本台帳事務担当者の方へお願い

国立市

国立市は、平成14年12月26日に住民基本台帳ネットワークシステムを一時中断いたしました。

1. 東京都への通知（送信）

当市の住民基本台帳に記録された住民の本人確認情報は、東京都へ通知(送信)いたしません。したがって、平成14年12月27日から更新されていません。

2. 住民票コードの記載

住民票コードの記載は行っているため、当市発行の転出証明書等の証明書に住民票コードを記載します。

3. 転入通知

貴市区町村からの転入通知については、切断中のため電気通信回線を通じての受信ができないので、書面をもって、住民基本台帳法第9条第1項の通知又は転入通知に代わるもの（住民票等）を返信用封筒同封の上依頼します。

また、当市からの転入通知については、従来どおり書面にて通知します。

4. 住民基本台帳カード

当市では、住民基本台帳カードは発行していません。貴市区町村からの転入時に返納された住民基本台帳カードは、当市で回収した旨の通知を書面にて通知します。

『問い合わせ先』 東京都国立市市民部市民課市民係

電話 042-576-2111(内131・132)

転出証明書用添付資料